

NO	分類	照会内容	回答
1	食事提供体制加算	調理業務を外部委託することにより施設外で調理された食事を搬入する等して、利用者に食事を提供する場合、食事提供体制加算の算定対象としてよいか。	実質的に、施設の責任において食事提供のための体制を整えているものと判断される場合、食事提供体制加算の算定対象とすることができる。
2	食事提供体制加算	通所施設の食事提供体制加算は、契約により本人が施設が提供する食事をとらなかった場合にも、加算が算定されるか。	当該加算は利用者の負担軽減を図る目的で加算を算定するものであるため、利用者に食費の負担がない場合には、加算の対象とならない。
3	食事提供体制加算	通所施設の食事提供加算は、身体障害者施設の通所事業・分場又は知的障害者施設の通所部・分場において、食事提供を行った場合も加算の対象となるのか。	通所事業（通所部）及び分場も、通所施設の食事提供加算の対象となる。
4	食事提供体制加算	食事提供加算にも1割の利用者負担があるか。	お見込のとおり。
5	食事提供体制加算	通所施設の食事費用は、1日650円（人件費420円、食材料費230円）で計算しているが、施設で実際にかかった食材料費が230円を超える場合、生保受給者、低所得者から230円を超える食材料費を徴収できるか。また、一般の者から650円を超える食費を徴収できるか。	食材料費は利用者と施設間の契約に基づき費用徴収する。食材料費の実費が230円を超える場合、実費を利用者に負担を求めることができる。一般階層の者についても、食事の実費分の負担を求めることができる。
6	食事提供体制加算	食費を施設独自で負担してもよいか。	食費の利用者負担の水準については、事業者と利用者との契約により定められるものと考えている。
7	食事提供体制加算	食事をキャンセルした場合、利用者との契約により食材料費相当額を徴収できるか。	食費は利用者との契約で定められるものであるが、あらかじめ利用者から連絡があれば食事を作らないことは可能であり、また、利用者の責に帰さない事情によりやむを得ずキャンセルした場合に徴収するかどうかは、社会通念に照らして判断すべきものと考えている。
8	食事提供体制加算	食事のキャンセルがあった場合、食事提供体制加算を算定できるか。	実質的に、食事の提供をしたものと同様の状態であると考えられる場合には加算を算定できる。

NO	分類	照会内容	回答
9	食事提供体制加算	利用者が経管栄養のための濃厚流動食を持ち込んでいる場合に算定できるか。	食事提供加算は調理員など食事提供に要する費用を評価した加算であるため、自宅から既成の経管栄養のための濃厚流動食を持ち込んだ場合や併設病院から経管栄養のための濃厚流動食を購入した場合は算定できない。
10	食事提供体制加算	施設外で調理されたものを提供する場合において、加算の対象となる場合とはどんな場合か。	事業所外で調理されたものを提供する場合には、クックチル、クックフリーズ又は真空調理（真空パック）法により料理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限り加算の対象となる。したがって、単に、出前等により食事の提供を行う場合、出前等による食事を温め直して提供を行う場合、主食のみを施設内で調理し、それ以外のものについては出前等により提供を行う場合については、加算の対象とはならない。
11	食事提供体制加算	通所施設において、食費にかかる人件費が加算額を下回る場合においても、低所得利用者から食材料費を通常どおり徴収して差し支えないか。	低所得利用者については、食費のうち人件費相当分を報酬に加算することで、食費にかかる実費負担については食材料費のみ徴収できているので、施設は、加算額の多寡にかかわらず、定められた食材料費を徴収しても差し支えない。ただし、加算は、低所得者の食費負担を軽減する趣旨で設けているため、実際の人件費が加算額を大きく下回る場合等においては、食材料費を軽減し、低所得者への負担に配慮することが望ましい。なお、加算額が人件費に満たない場合に、当該不足額を低所得利用者に転嫁することは認められない。
12	栄養管理体制加算	栄養管理体制加算について、栄養士1名、管理栄養士1名を配置する施設の場合、管理栄養士配置加算と栄養士管理加算のそれぞれを算定してよいか。	栄養管理体制加算については、管理栄養士1名分の加算が算定される。
13	栄養管理体制加算	食事をとらない利用者に加算を算定することができるか。	栄養管理体制加算は、施設が適切な栄養管理を行っている場合であれば、一般的に、食事をとらない利用者（医師の処方に基づき経管栄養のための濃厚流動食を医療保険で購入している場合を含む。）についても算定できる。ただし、通所施設においては食事の提供は任意であり、食事の提供を受けないこととしている利用者については、加算の対象としない。

NO	分類	照会内容	回答
14	栄養管理体制加算	入所施設の栄養士が通所事業の業務を兼務している場合、入所施設本体、併設の通所事業の両方に加算を算定してよいか。	次の 又は のいずれかの取扱いとする。 常勤の当該栄養士（管理栄養士）が勤務する1つの施設（この例の場合は入所施設）のみ、加算を算定する。 それぞれの施設において、当該施設の利用定員の単価に基づく「その他栄養士配置加算」を算定する。 ただし、1人の常勤の管理栄養士等が複数の施設を兼務した場合に、当該加算の算定の対象となるのは2施設までとする。 なお、この場合にあつては、各都道府県知事へ兼務する2つの施設の名称及び所在地を届け出る必要があるが、都道府県において既に当該加算に係る届出を受理している場合には、必ずしも当該加算に係る届出の再提出を求める必要はなく、必要に応じて確認すること等により対応されたい。
15	栄養管理体制加算	41人以上の場合に加算ができることとなっているが、その定員には、分場の定員を含んで差し支えないか。	含まない。本体定員のみで見ると。
16	栄養管理体制加算	調理の外部委託先のみ栄養士が配置されている場合には栄養管理体制加算は算定できるか。	調理業務の委託先のみ栄養士等が配置されている場合は、当該加算を算定できない。
17	栄養管理体制加算	いわゆる「公設民営」の知的障害者通所更生施設及び知的障害者通所授産施設については、栄養管理体制加算の対象とはならないのか。	社会福祉法人が指定を受けて事業を実施している場合には加算の対象となる。
18	食費	経管栄養の場合は、食費として一般の食事と異なる額を設定してよいか。	契約により、設定して差し支えない。
19	定員の取扱い	定員を超過したときの減算対象は、定員を超えた人員のみか。	施設利用者全員を減算対象とする。

NO	分類	照会内容	回答
20	定員の取扱い	1日の入所者の数が定員を超過したときの減算は、定員を超過した日のみ減算対象になるのか。	定員を超過した日数のみ、減算対象とする。
21	定員の取扱い	定員を超過したときの減算対象となる報酬には、加算が含まれるのか。	減算は、本体報酬（所定単位数）についてのみ行われる。
22	定員の取扱い	減算された報酬に対する利用者負担はどうか。	利用者負担は減算後の報酬による。
23	利用者負担上限管理加算	利用者負担上限管理加算は、入所施設の通所部も加算対象と考えてよいか。	通所施設と同様の取扱いとする。
24	補足給付	補足給付は日額で設定されているが、一日ごとに施設の実費算定額と比較し、実費を超える額は給付しないように算定するのか。	補足給付は、一月の合計額で施設の実費算定額（食費及び光熱水費に係る補足給付前の算定上の実費徴収額をいう。以下同じ。）と比較し、補足給付額が実費算定額を上回る場合は、実費算定額を限度に支給を行う。したがって、一日当たりで見たとときに補足給付額が実費算定額を上回る日があっても差し支えない。
25	補足給付	入院又は外泊時においても、補足給付額を算定できるのか。	入院又は外泊時においては、施設における入所者の居住に係る光熱水費については、入院又は外泊の全期間を通じて算定することが可能であるが、補足給付については、入院又は外泊時の報酬（一月に6日を限度）が算定される期間に限り算定が可能である（当該期間における実費算定額を問わない。）。
26	補足給付	入所者が、医師の処方に基づき、経管栄養のための濃厚流動食を医療保険で購入している場合、補足給付の取扱いはどのようなになるのか。	当該ケースの場合、施設における、一月における施設の実費算定額（食費分が含まれない光熱水費等の額）を限度に、支給決定された補足給付額（日額）により算定された額を支給する。

NO	分類	照会内容	回答
27	補足給付	施設が一月に58,000円を超えて食費及び光熱水費に係る実費を徴収(算定)する場合は、補足給付を行わないこととされているが、月途中で入退所をした場合や、入院又は外泊がある場合はどのように考えるのか。	施設が運営規程に定め、都道府県等に届出を行っている食費及び光熱水費に係る実費の額が、一月(30.4日換算)を通じて算定した際に58,000円以下であり、当該実費の額で入所期間中の徴収額(算定額)が算定されている場合は、補足給付を行うものとする。
28	補足給付	経管栄養である場合など、通常よりも食費がかかる者については、当該食費を含めた実費額が一月に58,000円を超えたとしても補足給付は認められるのか。	基準費用額である58,000円を超える場合には、補足給付を算定できない。
29	補足給付	施設が食費及び光熱水費の実費を徴収しない日は、補足給付費を算定できないのか。	指定施設支援が行われている日(入院・外泊時の報酬が算定される日を含む。)については、実費徴収の有無にかかわらず、補足給付額を算定することが可能である。(一月における施設の実費算定額を限度に、支給決定された補足給付額(日額)により算定された額を支給)
30	光熱水費	入所施設における光熱水費の範囲は、居室に係る部分のみが対象となるのか。	入所施設における光熱水費の範囲は、居室を含め、生活全般に係る費用とする。 なお、既に利用者と契約を済ませている場合には、あらためて利用者から同意を得た上で再契約を結ぶ必要がある。

NO	分類	照会内容	回答
31	光熱水費	通所施設の場合、調理に係る光熱水費は調理に係る費用（420円）に含めてよいのか。	調理に係る費用については、基本的には調理員の人件費等を想定しているが、調理に係る光熱水費は含めても差し支えない。
32	光熱水費	光熱水費に係る利用等に関する指針では、短期入所サービスにおける光熱水費は、居室を利用する者について徴収できることとされているが、これは宿泊を伴う場合に限る趣旨か。また、その場合の光熱水費の範囲は、居室に係る経費に限るものと理解してよいのか。	短期入所サービスにおいて光熱水費を徴収できるのは、宿泊を伴う場合に限る。その場合の光熱水費の範囲は、入所施設における光熱水費の範囲と同様である。
33	入院外泊時の取扱い	入院・外泊時に各種加算は算定できるか。	入院又は外泊期間中は、各種加算は算定できない（ただし、初日及び最終日は算定できる）。
34	入院外泊時の取扱い	公立施設の場合、入院・外泊時の報酬に965/1000を乗ずることで良いか。	お見込のとおり。
35	入院外泊時の取扱い	入院中の者が医療機関の外泊許可を得て所施設に一時的に戻った期間の報酬の算定はどうなるのか。 例えば、4月22日に入院し、4月25日に外泊許可を得て施設に戻り、4月28日に病院に戻った場合。	入院期間の初日及び最終日は320単位の算定に含まないこととしているが、一時的に施設に戻った場合についても通常の入退院の場合の取扱いと同様とする。したがって、4月22日は所定単位数を算定、4月23～24日（2日間）は1日につき320単位を算定、4月25～28日（4日間）は所定単位数を算定、4月29～30日（2日間）は320単位を算定することになる。（引き続き入院する場合は、5月1～6日の6日間についても320単位の算定が可能である）
36	重度重複障害者加算	重度重複加算の算定要件としての人員配置は、入所施設と通所部それぞれについて、対象者を15で割った数以上という理解でよいのか。	お見込みのとおり。
37	支給期間が定められた加算	入所時加算は30日を限度として、自活訓練加算は180日を限度として、支給されることとなっているが、支給期間は実際に利用した日数が30日分なのか、入所日（訓練開始日）から30日間の期間とするのか。	入所時加算については、入所日から30日間を限度とする。自活訓練加算については、自活訓練を開始した初日から、180日間を限度とする。ただし、自活訓練加算の場合、訓練の一環（個別支援計画に位置づけられたもの）として外泊する場合には算定して差し支えない。

NO	分類	照会内容	回答
38	入所時支援体制加算	3月中に施設入所した者に係る入所時特別支援加算については、改正前の基準に従い、改正前の所定額(21,900円)を4月に加算してもよいか。また、この場合の利用者負担はどうなるのか。	平成18年3月以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、従前の例によることとされていることから、3月(初日は除く)に入所した者については、改正前の所定額を4月サービス提供分の請求時に算定する。また、当該加算に係る利用者負担については、3月サービス提供分の利用者負担により負担されているものとし、改めての徴収は要しない。
39	退所時特別支援加算	18年3月に退所し、4月に居宅を訪問し相談援助を行った場合の退所時特別支援加算については、改正前か改正後のいずれの報酬基準に従って算定するのか。また、利用者負担はどうなるのか。	18年3月に退所していても、4月に居宅を訪問し相談援助を行った部分については、18年4月に提供された指定施設支援であることから、4月サービス提供分として改正後の所定単位数を算定することとなる。また、利用者負担については、制度改正後の負担上限月額を限度として当該算定額の1割相当額を徴収することとなる。